

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（B）ベント弁にシートパス（1滴／秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	3号機	定期事業者検査のうち「主要制御系機能検査」において、検査要領書（確認箇所）に誤記が認められたため、当該箇所を訂正し検査を再開	D	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）振動計に動作不良（運転中に指示値0）が認められたため、当該振動計を点検・修理	D	
4	3号機	第1給水加熱器（B）ドレン水位制御器に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	4号機	復水脱塩装置廃棄物処理系使用樹脂移送用出口弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
6	5号機	屋外酸素ガスボンベ室入口床面モルタルにひび割れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 7）入口流量積算計に動作不良（積算不良）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
8	6号機	主蒸気隔離弁漏えい抑制系隔離弁（E）用耐震サポートの取り付け状態が、設計上の拘束条件と相違していることが認められたため、対応検討	C	
9	6号機	蒸気式空気抽出器（A）第2段入口蒸気圧力計元弁の銘板（弁番号）に誤記が認められたため、当該弁銘板を交換	D	
10	6号機	蒸気式空気抽出器（B）第2段入口蒸気圧力計元弁の銘板（弁番号）に誤記が認められたため、当該弁銘板を交換	D	
11	6号機	主発電機界磁巻線温度記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプ（A）ポンプ（A）のグランド部からのリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで